

「安保3文書とは何？」

陸・海・空・港湾労組20団体・学習会開催



憲法改悪反対！有事法制で十分な議論もなく、安保発動に反対する「陸・海・空・港湾労組20団体」は7月6日に全労連会館にて「安保3文書とは何？」の学習会を行った。まず、全国港湾玉田書記長より、主催者を代表しての挨拶が述べられ、「岸田首相は国会

で十分な議論もなく、安保3文書が改定され、さらには5年で43兆円もの軍事費増額を打ち出した。いま、私たちの職場が危機的な状況になっている。私たちは戦争の被害者にも加害者にもならない」と決意が述べられた。

学習会は講師役に白神弁護士をお招きし、「安保3文書とは何？」と題して、講演をいただいた。白神弁護士は「安保3文書に盛り込まれた敵基地攻撃能力は明らかに憲法違反であり、それを根拠に軍事費増額はありえないことだ。敵基地を攻撃すれば攻撃を受けることは明らかである。いったんことが起きれば、全面戦争になることを政府は認めており、そのための自衛隊基地の強化であり、軍事費増額である」ことを強調された。

さらに、「このことは明らかに憲法9条違反であり、憲法に違反してもアメリカとともに戦うことを目指している」とし、「交通運輸労働者の組合の原則に立ち戻り共同してたたかおう」と呼びかけられた。

新橋駅前街頭宣伝行動

全国港湾は、23春闘において「港湾労働者の安心・安全を確保するために港湾を兵站基地(軍事利用)しないよう」要求し「港湾労働者の安全・安心の確保は労使共通の願いである」と日港協の回答をえきました。今年3月から「港湾を戦争に使うな!」「港湾の兵站基地 NO(ノー)!」の横断幕のもと、毎月の1週目と3週目の木曜日、早朝8時から、東京新橋駅前SL広場にて街頭宣伝に取り組み新橋駅を利用している多くの市民に、私たちの現状を訴えています。



この行動には、蒲田単組の協力を得て毎回、10名前後の参加で取り組んでいます。今後も引き続き取り組むことを予定しています。



と、全国港湾の取り組みを紹介しながら、仲間のシレインマを訴えた。当初、90分の予定が120分になるなど、白神弁護士の熱心な講演を聞いて、学習会参加者は、「憲法違反は許さない。職場を戦場にさせない。被害者にも加害者にもならない。そのために共同してたたかおう」と心新たにできた学習

会だった。このことは全国港湾の運動と合致するものと確信する。教宣委員 松永英樹



シャモ樽

政府が外国人技能実習制度の『発展的解消』を打ち出した▼5月に『廃止』を示した有識者

会議の中間報告を受けて、『新たな制度の創設』の検討を示した。しかし、これは単なる『看板のすげ替え』になりそうなのが気になる。技能実習生の問題は、現実には担い手不足の業種に労働力として来てもらっているのに、制度の目的は技能移転や人材育成とされていることにある。人材育成だからということ、転職が認められなかったり、家族の帯同が許されなかったり、権利が制限されている。現在、見直しが進められてきているが、政府は新たな制度の目的にも『人材育成』を盛り込み、転職制限についても一定維持する考えでいる。特に転職の自由がないのは問題で、劣悪な待遇に実習生を縛り付けている。この見直しについては、有識者会議での議論を経て秋にも最終報告を出す予定となっている▼米国防務省が6月15日にまとめた『人身売買に関する報告書』では、日本の技能実習制度を『虐待が続いている』などとして改めて問題視している。人権侵害に対する国際社会のまなざしはより一層厳しいものとなる。いままこそ、日本の労働組合や市民が声をあげるべき時であると言える。